

障害者差別解消法がスタート

4月1日から始まった「障害者差別解消法」は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

行政機関と

民間事業者が対象

「障害者差別解消法」は、国や市区町村といった行政機関（行政機関からの委託先も含む）、会社や店などの民間事業者における「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。

民間事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人を問いません。一般的な企業や店だけではなく、例えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利

事業を行う社会福祉法人やNPO法人も対象となります。

「障害を理由とする差別」とは？

「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

(1) 不当な差別的取り扱いの禁止
障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為を禁止しています。

不当な差別的取扱の例
・ スポーツクラブや習い事の教室などで、障害があることを理由に、入会を断られた

・ パートの契約をするとき、「私には障害があります」と伝えると、障害があることを理由にパートを貸してくれなかった

・ 店に入ろうとしたら、車いすを利用してることが理由で、断られた

これらは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取り扱い」であると考えられます。ただし、ほかに方法がない場合などは、「不当な差別的扱い」にならないこともあります。

(2) 合理的配慮の不提供
障害のある人が困っている時に、その人の障害に合った必要

な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらおうことを合理的配慮といえます。

合理的配慮を欠く例
・ 視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない
・ 災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった
・ 交通機関を利用したいとき、どの乗り物に乗ったらいいいのかわからないので職員に聞いて、わかるように説明してくれなかった

・ 役所の会議に呼ばれたので、わかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった

これらは、障害のない人にはきちんと情報を伝えて、障害のある人には情報が伝えないこととなります。

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者が、障害のある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。

障害者差別解消法による行政機関と民間事業者との違い

	役所など行政機関	会社や店など民間事業者
不当な差別的取扱	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力

市役所など行政機関と店など民間事業者との違い

不当な取扱をすることは、役所や会社、店などで禁止されず、特に役所など行政機関は必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社や店などの民間事業者は、障害のある人が困らないようできるだけ努力することになっています。

ただし、合理的配慮に過重な負担がかかる場合は、他の工夫、方法を考えることとなります。

こんなことで困っていませんか？

障害があることで、障害のない人たちとは違う扱いを受けて困った、自分の障害に合った必要な工夫ややり方をしてもらえなかったことはありませんか？

(左イラスト参照)

こんなときどうすればいい？

Q 障害のことで差別されたときには、どこに相談したらいいですか？
A 市役所市民福祉部福祉課内に設置された「障害者虐待防止センター」で相談を受け付けます

Q 差別した民間事業者はどうなのですか？

A 民間事業者の場合、障害のある人にどんな対応をしたか市役所に報告するように求められたり、差別しないように注意をされる場合があります

Q 対象となる「障害者」とは？
A この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

障害について理解し、困っていたら声をかけよう

障害がある人もない人も共に生きる社会をつくるためには、まず、障害を正しく理解することが大切です。障害のある人と接し、交流する機会を持ちましょう。

することはまだまだたくさんあります。困っている人を見かけたら一声かけましょう。そして、自分に何かできることはないか尋ねてみましょう。



■問い合わせ 福祉課福祉係 (障害者虐待防止センター)
TEL 23・1243

障害による不当な差別の例



車いすだからといって、店に入るのを断られた



○× 市役所
聴覚障害がある人に声だけで話をして、説明が伝わらなかった



××△△方面 時刻表
どの交通機関に乗ればよいか職員に尋ねたが、わかるように説明してもらえずに乗り遅れた



災害避難所で聴覚障害の人がいると伝えられたのに、必要な情報が音声だけで伝えられた

Q 近所の人から差別的な事を言われました。この法律でその人は罰を受けますか？

A 障害者差別解消法が禁止しているのは、行政機関や民間事業者による差別です。個人がすることや考えを罰することはありません。障害のある人への差別がなくなるよう、啓発活動に取り組みます

障害者就労支援事業所見学バスツアーを開催しました

長門市自立支援協議会の就労専門部会が2月16日(火)、障害のある人たちの就労に対する理解促進を目的として、市内企業、福祉施設を対象に、障害者就労支援事業所見学バスツアーを開催しました。



このツアーでは長門市内にある5つの障害者就労支援事業所のうち、ハピネスさざんか、友愛センター、長門福祉作業センター、キュアポートの4つの事業所を見学しました。

た。企業・福祉施設・行政機関から17人が参加し、参加者からは「一連の作業を一度に頼むのは困難だと思うが、作業を細かく分けて頼めばできると感じた」「障害者本人の働きたい気持ちを大切にしたい」などの声が出されました。